

地域資源活用商品創出支援事業 (第14回助成対象事業)の募集案内

公益財団法人大分県産業創造機構（以下、「機構」という。）では、県内の中小企業者等が行う地域資源を活用した新商品の創出・販路拡大等の支援を行うため、地域資源活用商品創出支援事業の助成対象事業を募集します。

1 募集対象者

募集対象者は、次のいずれかに該当する者です。

(1) 大分県内で主たる事業を営む中小企業者

中小企業地域資源活用促進法に定める、次の a～l に示す中小企業者

- a. 資本金の額又は出資の総額並びに常時使用する従業員の数のいずれかが下表の要件を満たす会社及び個人

業種	資本の額又は出資の額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業 その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

- b. 企業組合
c. 協業組合
d. 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会
e. 農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人
f. 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
g. 森林組合及び森林組合連合会
h. 商工組合連合会
i. 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
j. 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会
(資本金及び従業者数による制限があるので、詳細はお問い合わせください。)
k. 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会
(資本金及び従業者数による制限があるので、詳細はお問い合わせください。)
l. 鉱工業技術研究組合
(ただし、構成員の3分の2以上が中小企業者であるものに限ります。)

(2) 大分県内で創業を希望する者

(3) 大分県内に事業所を有する有限責任事業組合、特定非営利活動法人

(4) (1)～(3)に該当する中小企業者等が中心となって県内外企業等と組成されるグループ

ープ、大学・試験研究機関等と共同で組成される産学官連携グループ

- (5) (1)～(4)の中小企業者等に対する支援を行う県内の特定非営利活動法人、商工会議所、商工会、県中小企業団体中央会等（（以下「支援機関」と呼びます。）

2 募集対象事業

募集対象事業は、中小企業者等が行う事業で次の2つの要件を満たす事業です。

- (1) 別表の「地域資源」を活用した研究開発、商品開発、販路開拓等を行うこと。
- (2) 事業を実施することで将来的に県内外、海外などへの販路拡大が見込まれること

3 募集条件

当該事業の助成対象事業者に対して、当機構で選定した専門家の派遣を行います。助成対象事業者は、当該専門家の受入れをしていただくことが募集条件となります。

目 的：事業化等、事業目的の達成の向上に資するため

専 門 家：財団に登録している中小企業支援アドバイザー

参照：http://www.columbus.or.jp/side_detail.php?139320659254978

派 遣 回 数：3回程度

そ の 他：派遣する専門家については、当機構と助成対象事業者とで相談の上、決定します。

当該派遣は、助成対象事業者が別途アドバイザーを雇用することを妨げるものではありません。

4 募集対象事業の区分等

募集は、産学官共同研究開発枠、企業単独商品開発枠及び企業連携商品開発枠の区分で行い、事業期間は、交付決定の日から2年以内です。

(1) 産学官共同研究開発枠

中小企業者等が地域資源活用商品の開発に先立ち、大学・試験研究機関等の協力を得て行う実用化共同研究開発事業

(ただし、単なる特許の使用許諾、委託試験等については連携とみなされません。)

タイプ	要件	助成率	助成限度額
新市場・雇用創出型	将来新たな市場や雇用を創出し、県経済を活性化させる可能性のあるもの	4/5以内	15,000千円
その他	新市場・雇用創出型以外のもの	2/3以内	10,000千円

(2) 企業単独商品開発枠

中小企業者等が行う地域資源活用商品開発及び開発に必要なマーケティング、販路開拓等事業

タイプ	要件	助成率	助成限度額
新市場・雇用創出型	将来新たな市場を創出し、県経済を活性化させる可能性のあるもの	2/3以内	7,500千円
その他	新市場・雇用創出型以外のもの	1/2以内	5,000千円

(3) 企業連携商品開発枠

異業種、農商工連携等3者以上の中小企業者等が連携して行う地域資源のブランド化、地域資源活用商品開発及び開発に必要なマーケティング、販路開拓等事業

タイプ	要件	助成率	助成限度額
新市場創出型	3者以上が連携した新商品開発により、将来新たな市場を創出し、県経済を活性化させる可能性のあるもの	2/3以内	7,500千円
支援機関コーディネート・地域貢献・雇用創出型	商工団体等が核となり、地域が連携した取組並びに3者以上の小規模企業者（従業員が製造業で20人以下、商業・サービス業で5人以下）を含み、雇用の創出等地域貢献度の高いもの	4/5以内	10,000千円

5 助成対象経費

助成対象経費は次のとおりです。

なお、助成金支払前に検査を行い、証拠書類により確認できる経費のみが助成対象となります。また、「おおいた地域資源活性化基金交付要領」に基づく交付決定の前に執行した経費については対象となりません。

経費区分	内 容
	補助対象経費の説明
(1)謝金	委員謝金、専門家謝金
	当該事業を実施にするための委員会など開催する際に委嘱した委員、専門家への謝金として支払われる経費
(2)旅費	委員旅費、専門家旅費、職員旅費、調査旅費等
	委員、専門家への旅費及び助成事業の実施に必要な職員等の旅費として支払われる経費
(3)庁費	会議費、会場借料、資料費、印刷費、原稿料、通信運搬費、消耗品費
	会議開催、資料作成・発送、原稿作成、印刷等助成事業の事務運営のために支払われる経費
	資料作成のためのコピー用紙など、助成事業以外の事業と切り分けが不明確な場合、助成対象となりません。
(4)会場借上料 ※企業単独商品開発枠、企業連携商品開発枠のみ	展示会出展ブース代、会場附帯設備レンタル料ブース装饰材料費等
(5)原材料費	研究開発（商品開発）に直接使用する主要原料、主要材料及び副資材の購入に要する経費
	本生産（既存商品）で使用する原材料は、助成対象となりません。
(6)構築物費 ※産学官共同研究商品開発枠のみ	構築物の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に要する費用
	研究開発に不可欠で、助成対象として適切なものに限りません。研究開発に無関係な使用、本生産整備として使用できません。
(7)機械装置・工具器具費	①研究用（商品開発用）機械装置（又は自社により機械装置を製作する場合の部品）
	②研究開発（商品開発）に必要な機械装置を製作するための工具・器具 上記の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費
	助成金により購入した場合、購入した機械装置等を商品開発に無関係な使用、本生産設備として使用できません。 リース・レンタルでの導入の場合、助成期間内のリース・レンタル料が助成対象。ただし、助成期間開始以前にリース・レンタルで導入した機械装置等のリース・レンタル費は助成対象となりません。

(8) 外注費	加工費	原材料等の再加工及び設計等を外注する際に要する経費
	調査研究費	市場調査・分析費等
	技術指導等受入費	技術指導、マーケティング戦略立案指導等に係るコンサルタント雇用料
	デザイン料	新商品のパッケージデザイン制作費等
	広報関係費 ※企業単独商品 開発枠、企業連 携商品開発枠 のみ	開発した新商品の広報のためのWEBサイト運営費、パンフレット印刷費等
(9) 雑役務費		事業補助者賃金、交通費等 助成事業に必要な業務を補助するために臨時的に雇用するパート、アルバイトの賃金、交通費として支払われる経費
(10) その他		上記に掲げるもののほか、機構が特に必要と認める経費

【留意事項】

- ①助成対象事業者の社員の人件費
 - ②その場で売上が発生する展示会等への出展に係る経費
 - ③過度に高額な旅費・宿泊費
- 上記については、助成対象となりません。
- 原材料費等は試作に供するものに限り、（販売するもの等は対象外）
 - この事業で取得した機械装置等は、事前に財団の承認なく、助成事業の目的（試験、試作等）以外、本生産等に使用することができません。また、譲渡、交換、貸付、担保設定等を行う場合も、事前に財団の承認が必要であり、処分等により収入が発生した場合はその一部又は全部を財団に納付する必要があります。
 - 助成対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、証拠書類によって金額等が確認できるものに限り、（販売するもの等は対象外）

6 募集期間【受付開始】平成26年10月 1日（水）

【締め切り】平成26年10月 31日（金）17時必着

※お問合せ時間 8：30～17：15（土曜・日曜・祝日を除く）

※提出する事業計画書、添付書類等に不備、不足がある場合、受付ができませんので、早目の応募をお願いします。

7 助成金総額 40,000,000円（予定）

8 スケジュール

①	計画認定申請書類提出期限	平成26年10月31日
	↓	
②	書類審査	
	↓	
③	書類審査の結果通知	平成26年11月下旬頃
	↓	
④	プレゼンテーションによる審査	平成26年12月上旬頃
	↓	
⑤	事業計画認定通知（助成金内示）	平成26年12月上旬頃
	↓	
⑥	助成内定者説明会	平成26年12月中旬頃
	↓	
⑦	助成金交付申請書提出	平成26年12月中旬頃
	↓	
⑧	助成金交付決定・通知	平成26年12月下旬頃
	↓	
⑨	助成事業開始	平成26年12月下旬頃

9 応募方法

次の書類を作成の上、機構あて郵送又は持参してください。

(1) 提出書類

- おおいた地域資源活用商品創出事業実施計画認定申請書（第1号様式）
- 事業計画書（第2号様式）
- 収支予算書（第3号様式）
- 誓約書（第4号様式）
- 直近2期分の決算書（写し）又は確定申告書（写し）
- 履歴事項全部証明書（法人のみ）
- その他財団が必要と認める書類

※計画認定申請書、事業計画書、収支予算書及び誓約書の各様式については、大分県産業創造機構ホームページからダウンロードできます。

（ホームページ <http://www.columbus.or.jp/>）

(2) 問合せ先・提出先

公益財団法人 大分県産業創造機構 地域産業育成課

〒870-0037 大分市東春日町17番20号

ソフトパークセンタービル内

TEL：097-537-2424

FAX：097-534-4320

E-mail：t-nasu@columbus.or.jp（担当：那須）

(3) 注意事項

- 産学官共同研究開発枠、企業連携商品開発枠等、複数の事業者が参画する場合は、参画者の役割分担、経費配分等が分かるよう事業計画（第2号様式）を作成してください。

式)に記載してください。また、直近2期分の決算書又は確定申告書は、事業参画者全員分が必要です(大学・公設試験研究機関は不要)。

- 事業が複数年にわたる場合は、年毎の経費配分、収支予算等を書類に記載するとともに、併せて複数年を合計したものを作成してください。
- 国及び地方公共団体等の補助事業、若しくは委託事業と重複する場合は、助成の対象外とする場合があります。
- 提出書類は返却しません。

10 審査方法

審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査とします。

書類審査により、プレゼンテーション審査対象案件を選定した後、プレゼンテーション審査にて事業計画認定事業を決定します。

11 審査項目

審査は、次の5項目で行います。

- (1) 新規性・革新性
研究開発・商品開発内容の新規性及び革新性があること
商品に独自性やストーリー性があること
- (2) 市場性
研究開発・商品開発の市場性があること
売上拡大、生産拡大を達成することで、市場が見込まれること
- (3) 成長性
県外市場進出等、成長性があること
市場に評価され、成長していく見込みがあること
- (4) 実現可能性
商品を作りだし、売上につなげるまでの具体的な計画があること
申請事業が確実に実施できる体制(人的資源、組織、資金)を整えていること
- (5) 地域経済への波及効果
地域経済の活性化が見込まれること
雇用創出等、地域経済への波及効果が見込まれること

12 事業計画の認定

事業計画の審査の結果、助成対象として適当と認める事業計画については、事業計画認定通知書(第1号様式の2)により通知します。

13 事業計画認定(助成内定)された場合の留意点

- 認定事業者は、機構にて別途開催する認定事業者説明会に、代表者又は実務担当者及び経理担当者が出席する必要があります。
- 経理書類、申請書類等の事務作業が相当量発生します。実施体制を事前に検討してください。

- 助成金の交付を受けるには、別途「おおいた地域資源活性化基金助成金交付要領」に基づく助成金交付申請手続きが必要となります。
- 助成金交付額は、予算の範囲内で減額されることがあります。
- 助成事業終了後、決算情報、事業化状況等について、毎年報告（助成期間終了後5年間）する必要があります。
- 会計検査院が実施する会計実地検査の対象となります。